

函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）および介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業または第1号通所事業（以下「第1号事業」という。）を実施する指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(変更の届出等)

第3条 指定事業者は、施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による変更の届出は、当該変更があったときから10日以内に市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、施行規則第140条の62の3第2項第5号の規定による第1号事業の再開の届出は、10日以内に市長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による第1号事業の廃止または休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該第1号事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センターその他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定の通知等)

第4条 市長は、法第115条の45の5第1項および第115条の45の6第1項に規定する申請があった場合は、第115条の45の5第

2項および第115条の45の6第4項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定事業者の指定および更新の決定をしたときは、書面により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定および更新の拒否)

第5条 前条第1項に規定する指定事業者の指定および更新の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定および更新をしないこととする。

(1) 申請者が法人でない場合。

(2) 申請者が、市長が別に定める、第1号事業の人員、設備および運営に関する基準等に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。

(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4) 申請者が、この法律その他国民の保健医療もしくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(6) 申請者が、社会保険各法または労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金または掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全

て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。

（7）申請者が、法第115条の45の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）またはその事業所を管理する者その他の政令第35条の4で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。

（8）申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、もしくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として施行規則第126条の3第1項で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、もしくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として施行規則第126条の3第2項で定めるものまたは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、もしくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として施行規則第126条の3第3項で定めるもののうち、当該申請者と施行規則第126条の3第4項で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。

（9）申請者が、法第115条の45の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日

から当該処分をする日または処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 第9号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) 申請者が、指定の申請前5年以内に介護予防・日常生活支援総合事業または居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした者であるとき。

(13) 申請者が、その役員等のうちに第3号から第7号までまたは第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(14) その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合

（事業者情報の提供）

第6条 市長は、指定事業者について、第4条の規定により指定し、も

しくは指定の更新をしたとき，または法第115条の45の9の規定により指定を取り消し，もしくは期間を定めて行う指定の全部もしくは一部の効力を停止したとき，施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定により事業の廃止，休止もしくは再開の届出があったときは，都道府県，国民健康保険団体連合会その他市長が必要と認める者に対して，当該指定事業者に関する情報のうち，次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 事業所の名称および所在地
- (3) 事業所の指定の申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名，生年月日，住所および職名
- (4) 指定年月日および指定更新年月日ならびに指定有効期間満了日
- (5) 事業開始年月日（指定取消年月日，指定停止期間，事業廃止年月日，事業休止年月日，事業再開年月日）
- (6) 運営規程
- (7) その他市長が必要と認める事項
(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成29年4月1日から施行する。ただし，次項の規定については，公布の日から施行する。
- 2 市長は，この要綱の施行前においても，介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの要綱等の規定に基づき提出されている申請書，申出書その他これらに類する

もの（以下この項において「申請書等」という。）は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱等の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱等の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの要綱等の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの（以下この項において「申請書等」という。）は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱等の規定に基づき提出された申請書等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱等の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。